

中国の産業安全論争とその政策的反映(上)

片岡 幸雄*・胡 烜**

開題—国家経済安全問題の歴史的位置と産業安全

- I 産業安全に関する諸説
 - II 論争上の基本概念の検討
 - III 具体的事例との関連での議論(以上本号)
 - IV 外資 M&A 事例分析(以下次号)
 - V 外資管理体制整備への提言と取り組み
 - VI 国家の対応政策措置
- おわりに

開題—国家経済安全問題の歴史的位置と 産業安全

中国は、現段階の世界政治経済は、世界の「反覇権国際統一戦線」の強化による戦争抑止力の形成¹⁾、世界政治経済の多元化・多極化による世界政治経済の民主化の過程の進行の下にあり²⁾、「戦争と革命」の時代から「平和と発展」の時代に入っているとの基本認識に立ち、改革・開放路線を深化させてきた。武力から入る他国の支配—軍事的支配と政治的支配、さらには経済的支配、宗教・文化等の支配—の要素は完全になくなったわけではないが、今日単一の強国による軍事支配、あるいは同盟国関係による世界戦争の形を通じた一方の側の同盟国の他の軍事的支配は、きわめて遂行困難であるととらえている。この世界政治経済の多元化・多極化が基本趨勢となる比較的長期にわたる過渡期の中では、軍事国防的国家安全が、すでに全く保障されたものというわけでもないが、従来その確保こそがあらゆるものに優先した前提条件であって、この確保がなければいかなる他の

国家事項の課題解決もあり得ないとして、それを首位におくという位置づけから、軍事国防的国家安全は、上述の今日の世界政治・軍事的構造の下に条件づけられた軍事国防的国家安全としての位置に立つものとして認識されることになる³⁾。

この認識の下では、従来先ずは軍事国防的国家安全の確保の後に課題となっていた他の課題、本稿との関連でいえば、本来的に希求されていた経済発展を、今日的条件の下で確保するという意味の国家安全問題が、軍事国防的国家安全の確保と同時並行的に独自に課題設定されることになる。

周知のように、1992年以來の対中外資直接投資は、それまでに比べ急速に規模が大きくなり、外資系企業の存在そのものの国民経済における地位と同時に、貿易を含めた中国の対外経済関係におけるその地位から見て、中国にとっても、外資側にとっても、そのもつ意味が異なってきた。このような状況の中で、中国の経済学者、研究者、実業界の間では、そのもつ位置づけとそのもつ意味に対して、注意がそそがれるようになってきた。筆者が目にした最も早い時期に問題提起した著作は、趙英著『新的国家安全観—戦争之外的对抗与抉擇』(1992年、雲南人民出版社)であろう。この中で、趙英氏は「経済戦与国家安全」の観点を打ち出している。1994年にはこれに続いて、趙英・胥和平・邢国仁著『中国经济面臨的危險—国家経済安全論』(1994年、雲南人民出版社)が出され、中国の国家経済安全問題に焦点を当てた議論が展開されるようになる。この中では国家経済安全と

* 広島経済大学経済学部教授

** 広島経済大学大学院経済学研究科博士課程後期課程(現南条装備工業株式会社)

産業安全問題が取り上げられている。さらに、1997年の中国共産党第15回全国代表大会報告の中で、江沢民は国家経済安全に正確に対応しなければならないこと指摘した⁴⁾。

同年暮れに出版された倪建中主編の『国家安全—中国的安全空間と21世紀的国略選擇』は、政治、経済、軍事、文化、科学技術等の多面にわたる国家安全を論じており、国家安全の各側面と問題の全体性に注意を喚起するところとなった⁵⁾。今日国家安全は、主権安全、軍事安全、経済安全、科学技術安全、生態系安全、文化安全、社会安全などを主要内容とする国家安全総合戦略としての色彩をもった設定のものとして取り扱われることが多いように思われる⁶⁾。

このような枠組の中では、必ずしも直接的には軍事優先的媒介項の囲いと発動を経ることなく、一定の積極的な意味をもって形成される国際的諸社会関係を、全体的にかつ、それぞれそれぞれそのものの側面で、それ自体の安全として問題設定しなければならない。本稿との関連でいえば、経済との係わりでの安全問題ということになるが、この場合国家経済安全は、長期・継続的な経済発展を保障するという意味における発展のための国家安全の基礎として位置づけられ、国家経済安全に向けての戦略指向は、前提としての自国の発展のための平和的環境の保障（世界的にも、地域的にも）を構築する要素を組み込んだ内容としても位置づけられよう。

王玉梁氏は、この間の事情を次のように述べている。

「我々は目下〈平和と発展〉の時代の中にある。世界的な戦争はすでにやりにくくなっている。取り分け、経済のグローバリゼーションの発展につれて、各国の相互依存度が増し、世界の主要国は長期にわたって競争と協力の並存の関係の中にある。今日経済が各国の競争の重点となっており、経済安全の地位が日増しに強

まってきている。…経済のグローバリゼーションと地域一体化が急速に進み、国際競争が激化してきている。各国はますます本国市場の保護と国際市場の開拓に重点を置くようになり、積極的に国際競争と国際協力に参加するようになってきており、ここの中で自国の経済利益を政治、外交、情報等の活動の起点とするようになってきている。…経済安全（当面の経済上の安全を確保するということとともに、発展を保障するという意味での安全という意味も含まれている…括弧内筆者）は、ある程度国家の軍事と政治の安全をも決定する」⁷⁾。

中国の改革・開放政策への転換は、必ずしも直接経済のグローバリゼーションに焦点を合わせたものだったわけではないが、その後、中国はこれを受け容れることとした⁸⁾ものの、経済のグローバリゼーションは発展途上国の経済主権と国家安全にとって、厳しい挑戦でもあり、脅威でもあり、両刃の剣の性格をもっていること強く認識している⁹⁾。中国は対外開放の基本的枠組の中で、しかも経済のグローバリゼーションを受け入れるということになると、国家安全の確保（この場合の国家安全とは軍事的に侵略を受けるとか、政治的に従属するとかいった内容と同時に、一国の経済体制と自己の経済発展が独立自主の、自己以外の他によって牛耳られないということを含んでいる¹⁰⁾）は、国内経済とこの順調な発展を保障する国際的経済関係の両面にわたることになる。前者の主要な側面は貿易と外資導入問題であり、後者の側面に焦点を当てた問題が所謂“走出去”戦略である。しかも、両者は別々の問題ではなく相互に結びついている。

本稿で取り扱う主要な問題は、前者の問題の中の外資直接投資と国家経済安全問題の大きな部分を占める産業安全に関連する。

周知のとおり、1979年の改革・開放以降30年余り、とくにWTO加盟後の中国は8%以上の

年平均経済成長率を維持してきており、2010年には米国に次ぐ世界経済規模の第2位にある。こういった大きな変化をもたらした一つの大きな要因は、中国が外国資本を直接投資の形で積極的に導入したことである。中国の対外開放政策の重要な一環として位置づけられる外資直接投資導入のため、中国政府は外資政策の調整と投資環境の改善をはかってきた。中国は対外経済政策・法律の整備などによって、経済のグローバル化の流れに対応し、市場経済の規範化を進め、世界各国と相互依存関係を深めてきた。

この間、特に注目すべきは、外資系企業の資本所有制別企業（中国内資＝民族資本と外国資本との中外合弁企業、中外合作企業、外資独資企業＝100%外資投資企業）進出状況を見ると、WTO加盟直前の時期から、進出の中軸が中外合弁企業を中心とする進出形態から、外資独資企業を中心とする進出形態へと変わり、さらに見落としてはならないことは、従来中国側が支配権をもつ中外合弁企業進出形態から、M&A等を通じて、外国資本が支配権をもつあるいは外資独資企業進出形態への転換が進んできていることである。

『中国商務年鑑』によれば、2004年までにおける外資独資企業実行投資累計金額（2,392.22億ドル）が、中外合弁企業のそれ（2,224.13億ドル）を上回った。2008年までの状況では、前者（4,603.25億ドル）は後者（2,847.76億ドル）を大幅に超え、外資系企業実行投資累計金額の51.20%を占めた。また、2007年までの外資独資企業契約累計件数（29万4,831件）は中外合弁企業のそれ（27万8,289件）をはじめ上回った。2008年までの状況では、前者（31万7,227件）と後者（28万2,901件）の差は拡大し、前者は外資系企業契約累計件数合計の48.07%を占めるようになった。外資独資企業は実行金額と契約件数のいずれにおいても、さらに存在を

強め、支配的な地位に立つようになった¹¹⁾。

国内市場では、国有企業の地位が段々と後退してきている一方、国有企業との合弁企業をつくった一部の、延いては極少数の外資系企業の支配的状态が強まってきており、場合によっては深刻な問題を引き起こす可能性が高くなってきている。この状況をうけて、数多の研究者と有識者は、外資直接投資のこれらの産業、延いては国民経済全体に対する影響及び問題点を指摘するようになってきた。本稿では、国家経済安全意識を背景とした産業安全に関する議論の整理を行いつつ、その政策的反映を見てみたい。

I 産業安全に関する諸説

産業安全概念に対する定義及び内容は、未だに一致した認識がみられない。北京科技大学管理学院教授の何維達等のまとめによれば、学術界では産業安全の中身に対する基本的な見解は5つの観点¹²⁾に集約されるという。

1 自国資本産業支配権・支配力説

(1) 第一の見解は、産業安全とは、国際経済取引及び競争の中で、自国資本（自国民資本が支配権または主導権をもつものをいう……括弧内筆者）が国民経済にかかわる国内の重要な経済部門を支配し、自国の各レベルの経済利益主体が、経済活動の中で、経済利益の最適配分の形成に対する主導権をもち、かつ政府の産業政策が国民経済の各産業において徹底的に実行されていることである¹³⁾。

産業安全問題は、主として外資直接投資によって生じたもので、外資は合弁または直接買収等の形で、国内資本企業、甚だしい場合にはいくつかの重要産業を支配し、国家経済に対する脅威をもたらしてしまうことである。

(2) 第二の見解は、産業安全とは、自国資本

が国民経済に影響を与える重要な経済部門に対し支配権を握ること、国民経済における各々の産業の発展は、自国の資金、技術とブランドに依存し、基幹産業が比較的強い国際競争力を具えることである¹⁴⁾。

- (3) 第三の見解は、産業安全とは、一国が産業調整及び発展に対しある程度以上の自主権或いは支配権をもっていれば、当該産業は当該国においては安全であるとする見解である¹⁵⁾。

(1)～(3)の共通点は、まず自国資本が重要経済部門の支配権・主導権をもつことに重点がおかれていることである。相互の相違点は、(1)は主要経済利益の獲得と自国政策の実行効果に焦点をあてており、(2)は自国の絶対優位(絶対優位とは他の者<国・地域>に比べて大部分の製品・商品をより効率的に生産できること¹⁶⁾)に依存し、基幹産業の国際競争力があることに焦点をあてていることである。(3)は単に上述の共通点にとどまっている。

2 自国資本産業競争力説

- (1) 第一の見解は、祝年貴によれば、産業安全とは、一国の産業が開放した競争条件の下において競争力を具え、国内外の不利な要素による脅威に抵抗でき、産業部門の均衡のとれた発展を維持できる状態である。
- (2) 第二の見解は、祝年貴氏自身の考えであるが、産業安全とは、一国の産業が国内外からの不利な要素に対し、十分に抵抗できる能力を具え、各産業部門の均衡のとれた発展を維持できる状態であるという¹⁷⁾。
- (3) 第三の見解は、景玉琴の見解である。この見解では、産業安全とは広義の場合、一国の制度施策によって比較的合理的な市場構造と市場活動を誘導でき、経済の活力が保たれている状態である。開放競争¹⁸⁾条件下において自国の重要産業が競争力を具

え、かつ大部分の産業が存続・持続的な発展ができる状態である。狭義の場合、自国民が支配する企業が存続できる規模にまで達し、持続的な発展能力及び比較的大きい産業影響力を具え、開放競争条件下における一定の優勢をもつことであるという¹⁹⁾。

ここでいう支配は絶対支配のことで、自国の国民が、当該企業のあらゆる重大な意思決定と発展方向を左右できることである。ここでは、長期的な市場競争条件の下では、企業の存続規模は、最適な規模に達していく。企業は持続的な発展ができれば、一定の競争力をもつとみなされ、このような企業が多数存在すれば、外資による当該産業に対する支配は不可能なことになる。市場競争は、動的な性格があり、均衡と不均衡が交互に現れてくる。競争的な市場構造を維持できれば、外資の脅威がそんなに大きくはならないだろう。

産業安全の保護・維持は、政府と企業による共同の努力が必要で、政府がよりよい政策を制定・実行し、企業が核心競争力の強化をはかっていかなければならないとの見解が示された²⁰⁾。

3者の相違点は、(1)は競争力をもって、脅威に抵抗でき、均衡のとれた発展を維持できるということに重点がおかれ、積極性をもって対抗する意欲がみられる。(2)は抵抗能力があれば、発展を維持できるということから、不利な要素に対する受動的な姿勢が強調される。(3)は自主権と主導権があることの前提のもとに、活力ある競争環境の下で重点産業が核心競争力をもち、強い積極性をもつ国内資本企業は、市場競争の中で外資支配の脅威にさらされることなく、相互に上向き競争の発展傾向が形成されやすく、持続発展できる状態であろう。

3 産業発展説

(1) 第一の見解は、産業安全とは、経済のグローバル化の大きな背景の下では、一国の産業が安定、持続的かつ健全な発展を保つことである²¹⁾。

(2) 第二の見解は、産業安全とは、受入国の産業が外資直接投資の損害或いは脅威に抵抗し、かつ持続的な発展を維持できる状態である²²⁾。

この産業発展説の(1)の見解は、上述の自国資本産業支配権・支配力説、自国資本産業競争力説と比べて、抽象的に全体的発展状態を述べているだけで、何をもってどういうふう達成するのか言及していない。産業発展説(2)の見解でいう外資の脅威への抵抗というのは受動的な姿勢にすぎず、自主技術などがなくても、また外資依存型経済の状況の下におかれても、持続発展できれば問題ないという見解で、外資の経済発展水準を永遠に上回ることができない内容が含まれる恐れがある。

4 産業権益説

産業安全とは、一国の産業発展と産業利益が外部或いは内部要素による破壊及び脅威をうけない一つの状態である²³⁾。

5 産業安全総合説

産業安全とは、国による重要な産業に対する自主権、支配権と発展政策行使権をもち、とりわけ、これらの産業の国際産業競争の中で競争力を具え、様々な存続及び発展の脅威に対応でき、自国産業権益が絶対的に損害をうけない状態である²⁴⁾。

所謂産業安全問題の発生とは、内部と外部の要素による総合的作用の結果として、一国或いは一地域の重要産業が損害或いは脅威をうけていることによって、その国民経済利益が影響を

受け、その経済の健全、安定かつ持続的な発展に影響が出る状態である。産業安全が脅威にさらされている基準としては、政府の産業構造調整の主導権と産業発展の支配権の喪失だと判断できるであろう²⁵⁾。

II 論争上の基本概念の検討

自主権・支配権または支配力

産業支配力は、産業安全の基本的内容を表す概念で、その真髄は自国資本の自国産業に対する掌握能力を強く認識することにある。産業支配力の本質は、外資の産業支配力と受入国の産業支配力という2つのものの対決能力をみることであり、外資の産業に対する支配力が受入国を上回る場合、当該国の産業安全には問題があると認識できるであろう²⁶⁾。

注意すべきは、自国資本が産業支配力をもつというのは、競争力の現れとして市場競争による競争者の参入と撤退の結果となるべきである。産業支配力が、行政介入によって暫定的に資本支配（即ち強制的な指令による持株支配権）として実行されても、支配権を一方向的に強調するだけで、自身の核心競争力の養成が行われなければ、市場開放条件の下では、受入国は表面的には支配権を握っていても、実体としての支配権を喪失してしまうというケースが現れてくる。たとえば、いくつかの重要産業において、中国側は合弁企業の支配権を握っており、表面的にはこれらの産業は安全かと思われる。しかし、実質的には核心技術を掌握していない場合もあり、重要な部品さえも外資側に依存するという可能性が高いケースもある。

生産手段の中では、技術とりわけ核心技術の役割は極めて重要な地位にあり、核心技術をもつものこそ、競争の中で主導権、延いては支配権を押えることになる。多国籍企業にとって、発展途上国に投資し、市場開拓するためには、核心技術がその要となる。多国籍企業は、一般

的には受入国には一般的レベルの技術は譲渡するが、核心技术は囲い込む。したがって、産業支配力は、産業競争力をきちんと結合させなければ真の意義をもたないということがいえる²⁷⁾。

外資 M&A による技術の拡散効果は、かなり薄くなってきている。外資は技術に対す強烈的な支配意欲をもっており、あらゆる手段を講じて技術とりわけ核心技术の拡散を防ぐ傾向が強い。受入国側は、技術指導と模倣によって外国の先進技術を獲得するのが難しくなっている。実際には、多国籍企業が中国に投入・譲渡した技術のほとんどは「応用」技術で、国際的レベルからみれば、中・低レベルまたは淘汰される技術に属している。真のハイテク、先端環節の技術及び製品開発技術で、中国に投入或いは譲渡するものはほんのわずかにしかすぎない²⁸⁾。

重要産業（戦略的産業）

何維達等によれば、重要産業とは、国民経済全体の戦略資源産業、基幹産業、先導的幼稚産業だと理解できる。先進諸国は、表1に見られるように重要産業の分類を行っているという。

趙英なども、これと類似した戦略的産業という概念を用いている。戦略的産業は国民経済発

展における重要な地位を占め、国の戦略的意図を具現し、長期にわたる国民経済活動に対して極めて重要な影響を及ぼしているものであるという²⁹⁾。したがって、表1の①～④のほとんどは、戦略的産業ともいえる。

江湧は、農業、製造業、採掘業なども含めており、本稿で論争として取り上げる（本稿Ⅲ参照）国有企業の徐工集団は、製造業の核心である装備製造業に属するため、通常という国家経済安全に係わっているだけではなく、上記①、④とも関係していると示唆した³⁰⁾。

卜偉は、通常の戦略的産業は、電信、交通運輸、エネルギーと水供給事業、農業等の業種であるとし、特定の国の国内経済と技術発展にとって、極めて重要な産業も戦略的産業に属するという。装備製造業、ハイテク産業は中国の戦略的産業になるから、外資支配の問題に配慮しなければならないと述べている³¹⁾。

産業国際競争力

産業国際競争力とは、一国の産業及び各々の産業分野の国際経済活動における競争能力である。産業安全に影響を及ぼす重要な要素で、ある程度の産業国際競争力がなければ、当該国の産業権益は損害を被ることが避けられないし、産業の発展のための主導権も握られないであろう³⁵⁾。

表1 主要国の重要産業分類

国別	重要産業
米国	国防及び国防関連産業、航空機製造業、船舶運輸業、鉱産物資源業、エネルギー工業、マイクロエレクトロニクス産業、自動車産業、農業、原子力工業、国内航空業、メディア産業
日本	自動車産業、エネルギー工業、ハイテク工業、鉄鋼業、造船業、綿紡織業
フランス	国防工業、造船業、自動車産業、航空機製造業、原子力工業
イギリス	国防工業、エレクトロニクス産業、エネルギー工業 ³²⁾
中国 ³³⁾	①国家安全に係わる産業（国防及び国防関連産業、航空・宇宙関連産業、原子力工業など……括弧内筆者） ②天然資源独占産業（農業、戦略物資・資源産業……括弧内筆者） ③重要な公共的産業と公共サービス分野（国内航空業、メディア産業、電力、水、郵政事業……括弧内筆者） ④ハイテク産業 ³⁴⁾ と基幹産業（鉄鋼業、自動車産業、エネルギー工業、重要機械設備工業、建築業……括弧内筆者）

注：何維達等著『中国若干重要産業安全的評価与估算』，知識産権出版社，2008年，4頁。

前述の I の部分で取り上げた諸説の中では、産業の支配力・支配権という表現が比較的多かった。即ち、産業安全の最低限ラインは、自国産業が重要産業或いは戦略的産業に対して支配権をもち、支配力を行使して産業の発展を持続させることができるという内容が中心となっている。グローバリゼーションという大きな流れの下で、産業安全の維持・保護のためには、産業競争力の持続的な向上が、必要不可欠だという論者も少なくない。

卜偉は、外資による絶対的支配権が取得されていない企業・産業にもかかわらず、外資側は核心技术等の条件を通じて実質的な支配力を行使することができるという。国家産業支配力と国際競争力は、現段階では、持株支配の形によってのみ現れるというわけでもなく、産業規模の大きさや特定産業への投資国・地域の支配のみによるものでもなく、産業の核心技术とブランドをどちらが握るかによって決まると主張した³⁶⁾。

さらに、経済安全問題の場合、持株支配権のみを一方向的に追求すればよいということではなく、動的にみれば、支配権の強化或いは支配力の向上ということは、産業国際競争力の真の発展による総合国力の増強につながるようになるため、競争力が産業安全の核心問題であるという認識を述べる論者もいる。

景玉琴は、支配力だけを強調する産業安全観は問題の本質をつかんでいないと、以下のように批判した。自国資本の産業支配力の掌握は、市場競争による存続か淘汰かという結果でみるべきである。いわゆる産業支配は、行政介入（たとえば持株支配率の強制規定）をもって一時的資本支配を維持したとしても、自身の核心競争力向上から着手しなければ、開放条件の下では名目的な支配権を保持しても、実質的な支配権が失われることになる。中国の一部の重要産業において、中国側は合併企業の支配権を

握ってはいる。外側からみれば、これらの産業安全は一応確保できている。しかし、重要な核心技术は外資側に依存せざるをえない状況である。技術とりわけ核心技术は、競争の中で主導権または支配権を獲得するための最も肝心なものである³⁷⁾と、上述の『2009中国産業外資控制報告』と同様な見解を示した。

WTO 加盟直前から、製造業における外資投資の規模は持続的に拡大してきている状況にあり、外資実行投資累計金額も圧倒的な地位を占めていることから、製造業における外資直接投資とりわけ外資による国有企業の M&A 案件が注目されるようになった。上述のいくつかの産業安全の内容を踏まえながら、外資によって支配権または核心技术、延いては核心競争力の喪失をめぐって、外資とりわけ多国籍企業は、いったいどのように中国の産業安全に影響を及ぼすかをみとめる必要があり、国による具体的な産業安全の維持・保護メカニズムの確立にどういうふうにつながったのか、事例に関する論争に触れながら一瞥してみたい。

III 具体的事例との関連での議論

1 米カーライル社による徐工機械の M&A 案件

2005～06年にかけて、WTO 加盟後の過渡期 5 年がまもなく終わるという時期、中国は WTO 加盟時に公約した各産業の対外開放がほぼ終了する段階に来ていた。この段階で、外資による産業安全にもたらされる脅威・問題に対する国内社会各界の懸念が、新たな議論を惹き起こした。その中で最も注目されたのは、世界的に著名な投資ファンドである米カーライル社による徐州工程機械集团有限公司（以下、徐工集団）傘下にある徐州工程機械科技株式会社（以下、徐工科技）の買収を巡る一連の国家経済安全問題をめぐる論争である。

まずは、その経緯を概観しておこう。

徐工集団は、1989年3月に江蘇省徐州市で設立された中国最大の建設機械を製造する国有企業である。徐工集団の主要製品販売概況は表2のとおりである。

2005年10月、米カーライル社による徐工科技の買収が深圳証券取引所の公告に発表された。

買収の経緯からみると、当該買収原案は、以下の通り2段階から構成されている。

第一段階は、中間持株会社である徐工集団工程機械有限公司（以下、徐工機械）の中外合弁企業への再編である。徐工科技の親子間関係は、親会社の徐工集団、中間持株会社、そして子会社の徐工科技（深圳証券取引所の上場会社）というものとなっている。図1のように、米カーライル社は親会社の徐工集団から、中間持株会社の徐工機械の持分85%（3億7,500万ド

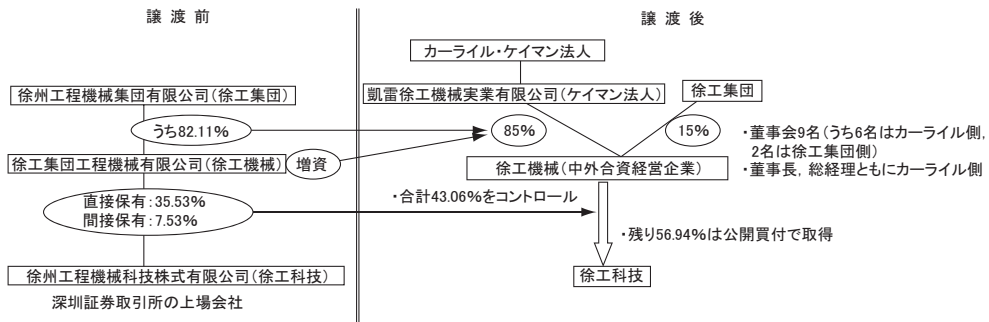
ル、約30億元）を取得する（残り15%は徐工集団が保有）。また、人事面では、中外合弁企業に再編された徐工機械の董事会（取締役会）9名のうち、6名の董事（取締役）は米カーライル社側から、2名の董事は徐工集団側から派遣される。

さらに、董事長（取締役会長）と総経理（社長）も米カーライル社側から派遣される⁴⁶⁾。3年以内は従業員の変動比率は5%以内とし、「徐工」ブランドのみ使用できるとし、米カーライル社の持分株の売却制限を4年とし、海外上場の場合、徐工集団が優先株式購入権を付与される⁴⁷⁾。

第二段階は、中間持株会社による徐工科技の完全子会社化である。前述の第一段階での再編により、中間持株会社である徐工機械は、徐工

表2 徐工集団主要製品販売概況

年	主要製品	売上高(億元) <うち輸出額>	主製品の国内ランキング
2005	㉑ 建設重機 ㉒ 路面機械 ㉓ compact 機械 ㉔ earth moving 機械 ㉕ コンクリート機械 ³⁸⁾ ㉖ 国産 all terrain ³⁹⁾ では国内初の300トンの Crawler クレーン車	130.5 ⁴⁰⁾ <1.2> ⁴¹⁾	全国関連全136製品の50%以上生産 このうち20製品はマーケットシェア ランキングでベスト3 ⁴²⁾ 重機では1位
2006	上記㉖の450トンと600トンの同製品の研究開発 ⁴³⁾	173.2 ⁴⁴⁾ <2.5> ⁴⁵⁾	重機1位



出所：関根 栄一「急速に進む M&A 関連法整備と今後の展望」, Chinese Capital Markets Research, 公益財団法人野村財団/世界経済研究/資本市場経済/出版季刊中国資本市場研究 http://www.nomurafoundation.or.jp/data/CCMR1-1_Spr2007_09.pdf.

図1 米カーライル社による徐工科技の買収関係原案図 (2005年10月25日時点)

科技を直接保有で35.53%、間接保有で7.53%、合計43.06%を保有する。残り56.94%は、徐工科技が上場会社であるため、公開買付方式を通じ取得する。本件買収の結果、米カーライル社は、上場会社である徐工科技を資本面・人事面ともに支配することとなる。

2 本案件に絡む議論

(1) 業界トップの外資支配に反対する立場

徐工集団の属する装備製造業は国家戦略産業の一部であり、国防工業等の総合競争力の現れであることから、このM&Aに反対する論者がかなりにのぼる様子である⁴⁸⁾。本件買収に対しては、外資が中国国内の基幹産業を買収することへの警戒感の高まりから、国内で反対の主張が沸き上がり、賛否を巡って論争が起った⁴⁹⁾。この論争は、実質的には中国建設機械業の発展の主導権の争奪に関するものであると位置づけられる⁵⁰⁾。

反対の主要論拠は以下の8点に要約できる。

1) 国有資産の過小評価

上海証券取引所の上場企業であり、建設機械・商用車製造の同業種大手民営企業である三一重工(湖南省長沙市)CEO向文波は、2006年6月、本件買収について、同社の産業地位、マーケットシェアとブランド優位から判断すれば、最低限の評価額は40億元以上である⁵¹⁾という。この観点から彼は、買収に絡む国有資産の過小評価を指摘して、これに反対し、国家産業安全への脅威に対する警戒を喚起し⁵²⁾、論争の発端を啓いた。

2) 現行自動車産業政策への抵触

同氏は、現行の自動車産業基準によれば、徐工機械は同社製品のクレーン車及び自動車車台の生産許可証を保有するという2つの要件をもっていることから、本件のM&A案件は中国の現行の自動車産業政策⁵³⁾に抵触しており、外資による85%の株式支配は決して許されない

として、同社の外資M&Aを拒否すべきと主張した⁵⁴⁾。

3) 中国自身の核心技术主導権の喪失と国際産業連鎖の末端・低付加価値国際分業への固定化

国家発展改革委員会(発改委と略す)国有資産研究センター主任研究員高梁は、近年一部の地方政府が、外資導入を主要なチャンネルとして経済発展と国有企業の体制改革の促進をはかっている状況の下で、地方政府の認可の下で、多国籍企業は、中国の各地方における当該業種企業の積極的買収を進めており、これらの中堅企業の優良資産、独自ブランド、核心技术と製造能力をかなり安い価格で購入し、合併企業に再編し、最終的に中国側を追い出し、潜在的な競争相手を打ち倒すことを目指している⁵⁵⁾と警告した。

同氏は、2000年から業界トップの企業または重要な軍事関連製品の生産を手掛ける企業が相次ぎ買収され、国の何十年もの努力によって形成されたブランド、マーケットシェア、核心技术開発能力及び研究機構が外資に押さえられるようになった点を指摘している。これら国の一流企業が、多国籍企業によって買収・合併されるようになれば、中国工業の中核部門が外資に支配され、国の工業発展と技術進歩に対する主導権を失うことになる。自国産業が自己の核心技术能力を養成できなければ、自己の知的所有権またはブランドがなくなり、国際分業における価値連鎖のローエンド環節に止まらざるを得なくなり、国際産業連鎖の末端・低付加価値のところに釘付けされてしまうと批判する⁵⁶⁾。

4) 外資による中国の革新型国家土台の破壊

2006年3月7日、全国政治協商会議委員・国家統計局局長李徳水は、「两会⁵⁷⁾」期間中に新華社の独占インタビューで以下のように答えている。

「①絶対的支配権をもつ

②絶対的当該業種の大手企業

③絶対的収益見込みは15%以上

という3つの条件は、一部の多国籍企業の対中M&A戦略の基本的要求である」としたうえで、「多国籍企業の敵対M&Aが恣意的に行われることを放任すれば、中国の民族工業の自主品牌と革新能力は次第に失われていき、国内大手企業のコア資産、核心技术と高付加価値製品が完全に多国籍企業によって支配され、甚だしい場合には、革新型国家の確立主体となる国内資本企業とりわけ多数の中堅企業は存続できなくなる⁵⁸⁾」と批判する。

5) 核心的利益安全への懸念から開放限界ラインの死守の必要

高梁は、自身のブログで、徐工機械は『装備(重大設備)製造業振興の加速化に関する国务院の若干の意見』(以下は『若干の意見』と略す)における装備製造業の重点基幹分野ではないものの、業界トップが外資に支配されれば、中国の建設機械業界全体の安全に対する脅威は必然的なものになるとした上で、この案件は、『若干の意見』の中で問題とされている、装備製造業の一流企業に対しては、国が支配力を維持しなければならないという国务院の方針に当てはまる対象であるという⁵⁹⁾。一部の人は、建設機械は『外商投資産業目録』の奨励類に属するとはいえ、戦略産業ではないという理由から、国家安全とはまったく関係がないと主張する。奨励産業であっても、絶対外資に主導権をにぎらせてはならないと明記された条件が付いている場合を除いては、外資支配を容認しなければ対外開放の意味がなくなってしまうということを主張する意見もある。同氏は、この意見は大きな誤解をしていると指摘する。また、軍事産業は戦略産業に属するが、その他のものをすべて外資に売却しても、国家安全に影響を与えないという一部の人から出されている認識を、高梁は強く批判した⁶⁰⁾。

同氏は、いわゆる自由競争の原則は、国家経済の核心利益の安全を出発点としており、米国が重要産業に対して絶対的な支配を保持するという方針の立場に理解を示し、中国は、国家と民族の重大な利益を守る少なくとも限界ラインは、死守しなければならないと指摘した⁶¹⁾。

趙英によれば、徐工機械は建設機械業に属し、国家安全とさして関係がないと多くの人はいうという。しかし、同社は中国建設機械業界全体の技術研究開発の土台を提供している位置にあり、中国の数多の産業においても、この土台がいったん崩れると、その他の部品または技術の開発に活用できるスタンダードステージがなくなる。したがって、この問題に対しては慎重に対処しなければならないと、高梁はいう⁶²⁾。

6) 国内市場独占

元国家統計局局長の李徳水は、中国市場を独占するあらゆる敵対的M&A行動を断固として阻止しなければならないと強調する。あらゆる主権国家は、このようなことを絶対容赦してはならないと主張する。羅暁白によれば、この意見には基本的には中央の姿勢が反映されているとみられるという⁶³⁾。

7) 民族ブランドの保護

袁穎は「卡特彼勒(CATERPILLAR)的中国式突進」論文の中で、民族ブランドの保護の観点から、問題を提起する中国機械工業連合会市場発展部副主任の馮宝珊の意見を取り上げている。同女史によれば、徐工集団は中国建設機械産業の筆頭ブランドで、我々が多数の苦難を乗り越えて何十年も経営し、各種多様な資源を注ぎ込んで開発してきた。一旦CATERPILLAR社に売却するならば、これらの無形資産の損失は計り知れない。徐工集団によるCATERPILLAR社の買収案拒否は、ブランド保護という観点から賢明な策である。CATERPILLAR社の意図は、中国建設機械産

業の発展のためではなく、徐工を支配することにあると同女史はいう⁶⁴⁾。

8) 自主発展主導権の喪失

2006年3月、国家機械工業部重大装備司司長、中国機械工業連合会副書記長・重大技術装備弁公室主任 隋永濱⁶⁵⁾は、外資 M&A の中国装備製造業に対する顕現的な目立った脅威はまだ局部的な程度に止まるが、この傾向が蔓延していけば、懸念すべき状況となる可能性が高いという。外資の急速な進出によって、当該産業の自主発展の余地が失われるマイナス効果も現れている。したがって、こういった案件に対する制限姿勢を打ち出し、外資による国内製造業の買収・合併に対し、行政的かつ法的干渉を行うことは、国際慣例に合致したものであると提言した⁶⁶⁾。同年5月同氏は、発改委及び産業協会などは『装備製造業の体制改革における経済安全保護及び産業安全審査弁法に関する通知』を制定しており、國務院の通達の形で公布される見通しを明らかにした。この『通知』は、20~40社の重点保護企業リストを明文化し、外資支配権の取得を不可としていると述べた。この外、國務院は外国投資審査委員会のような部門合同会議の設立を検討しており、発改委をはじめとする商務部、財政部等の有力機関を含む機構は、装備製造業を含むあらゆる重要な外資 M&A 案件に対し、審査を行うことになるという⁶⁷⁾。

(2) 経済安全に直接関係しない当該分野では自由競争を主張する立場

1) 独占禁止に対処策が十全になされいるとする徐工集団の立場

徐工集団副社長 王岩松は、この案件は国家経済安全とはかかわりないが、外資 M&A による建設機械産業への損害可能性を配慮し、大きな3つの“firewall”が両社の合意原案に盛り込まれたという。

① 出資先の転換

従来大手企業に参加する数多の投資側は産業投資者であったが、当社は投資者として金融投資者である米カーライル社を相手に選んだ。金融投資者と産業投資者との本質的な違いは、その戦略目標が当該業種で独占体制をつくることではなく、これによって買収企業を大規模かつ強い企業にし、国際資本市場で上場或いは持株の取引によって、財務的な利益獲得をはかることである。このことは、中国政府、地方政府または企業自体の求める目標とかなり一致している。

② 転売制限

契約では、米カーライル社が合弁企業の持株を産業投資者に直接或いは間接に売却することが禁じられている。米カーライル社にとって、徐工集団の海外上場が、資本撤退の唯一の選択肢となる。

③ ポイズンピル (poison pill⁶⁸⁾) 計画

米カーライル社は、持株上場公開によって合弁企業から撤退する際、合弁企業のライバルとなるあらゆる潜在的投資者が、上場企業株式の15%以上を取得しようとする場合、上場企業のポイズンピル計画が自動的に発動される。即ち、潜在的投資者を除く上場企業のすべての株主に対し、0.01人民元或いはそれ相当の外貨の価格で、その時点で当該株主の実際の持株数の同じ数の新株（発行株式数の急増にともなう価格の急低下によって、それ以外の投資者の購入が促される……括弧内筆者）が発行され、実質的に潜在的投資者による上場企業の支配権の獲得のためには、必要とされる上場企業の株式数及び購入資金の増加という大きな負担を担わずことになっているので、この潜在的競争者の買収行動が実質的にはできにくくなるようになっている。

同氏は、「米カーライル社との提携は、我国の建設機械業種に対する損害を与えることは事実上ない。さらにこの提携は当社の競争力を高

め、国内の大手企業が海外大型多国籍企業と十全に対抗できるような役割を果たしている」と自信を示した⁶⁹⁾。

2) 当該提携は奨励類産業かつ重要装備製造業の対象範囲から外れているとする立場

中国機械工業連合会のある有力トップは、関連部門の質問に対し、「徐工機械は、現在主として道路ローラー、クレーン等の製品を生産しており、汎用機械工業には属するが、重要装備製造業ではない。重要装備製造業は、国家経済安全と関係し、外資 M&A に対する制限を設けなければならない業種である」として、両者は明確に区分して対応する必要があると訴えた。1995年に国の定めた『外商投資産業目録』では、ほとんどの建設機械製品は奨励類（個別的な業種を除き、外資投資比率の制限が設けられていない…括弧内筆者）項目に列記されていたことから裏付けられるという⁷⁰⁾。

発改委投資研究所元所長、中国投資協会秘書長（事務局長）張漢亜は、「2004年改正の『外商投資産業指導目録』では、同社の属する業種が買収制限リスト或いは外資支配権の制限業種には列記されていないから、認可の範囲内にすべき」と主張した⁷¹⁾。

馬宇は、外資に対して、金融、電信等の重要分野でも完全開放条件が整っている状況下では、また、すでに開放している建設機械、日用品化学、ビール、商業小売等の業種（あまり重要でない業種だと氏は考えている…括弧内筆者）では、再び制限してはならない⁷²⁾と上記の張漢亜の考えを支持した。

3) 当該提携は戦略的産業の範囲外で、経済問題を政治化すべきでないとする立場

経済学者の張軍は、徐工機械の建設機械業は戦略的産業ではないため、経済問題を恣意的に政治化にすべきではない、本件は国家安全とはまったく関係ないという⁷³⁾。

4) 当該提携によって、国内企業間の公平な

競争が侵害され、市場独占が発生する恐れはないとする立場

商務部研究院多国籍企業研究センター主任の王志楽研究員は、本件は米カーライル社に買収されようが、CATERPILLAR 社に買収されようが、外資によって支配されても、中国の一つの外資系企業となり、中国企業という大きなグループの一員にすぎない。企業の運営などは中国の法律によって規範化され、中国政府の管理をうけるため、国家経済安全に脅威を与えない。M&A によって、外資が当該産業を独占する場合は、市場経済で生じた市場競争秩序の問題であり、国家経済安全の問題ではない。

外資系企業の独占傾向がみられる場合、関連法規を通じて、外資系企業の独占活動を規制できる。公平な競争環境を保つために、決して国有企業を過度に保護してはならないという⁷⁴⁾。徐工機械が買収されることに過度な懸念をもつ論者の意見に反対し、買収支持の立場を明らかにしている。

商務部研究院外資部主任の馬宇は、国家統計局の某トップ幹部（上述の反対票を投じた李徳水元局長のことを暗に指している…括弧内筆者）が指摘する、多国籍企業の買収活動は敵対的 M&A 傾向が顕著であり、国家経済安全に影響を及ぼすという見解に反論し、敵対的 M&A 或いは公開買付 M&A は単なる企業の持株取引の商業モデルにすぎない。メディアが目立って取り上げること等に惑わされてもならないし、経済問題の分析に主観的な判断を入れてもならないという。国家統計局の某トップ幹部のいう多くの産業における外資による市場独占を示す論拠も、はっきり示されているわけでもない。統計局出身のトップ幹部として、客観的かつ根拠を明示することのない憶測で投資者の行動を阻止しようとすることは、中国の法律政策の権威と一貫性に疑問を抱かせると批判した。

同氏は、本件は中国の外資法律・法規または

産業政策に抵触するものではなく、建設機械産業分野はすでに対外開放されており、充分な力をもつ競争産業であるため、独占も形成されていないと強調した⁷⁵⁾。独占を判断するには、一社のマーケットシェアに基づいて、算出した結果をもって、はじめて独占が可能か否かを判断できる。たとえば、数社の外資（コココーラとペブシコーラの競争は国内資本企業より遥かに激しいため、談合による集団独占にはならない）による憶測の極秘談合（価格カルテル）で独占的な地位が形成されるというならば、その場合には根拠がなければ、集団独占という判断は出せないという⁷⁶⁾。

5) 国家経済安全問題と無関係とする立場

前項の馬宇研究員と対外経済貿易大学の桑百川教授は、本件は元々国家経済安全とは関係がないとし、いずれも本買収案件を支持する立場をとっている。

馬宇は、「国家経済安全は企業安全とはまったく別の問題で、事態の範囲を拡大してしまうことは複雑になり、物事の本質も見えにくくなる。企業には元来安全問題は存在しない。本来、これは市場経済のルールの反映で、すべての企業がもし淘汰されてしまい、倒産してしまうと（もともと競争力がないため淘汰・倒産するしかない……括弧内筆者）、競争的企業自体の問題としては、経済安全の問題を背負うということ自体が成り立たない」と指摘する⁷⁷⁾。

桑百川教授は、基本的に馬宇の意見に賛同し、3つの面から次のように述べている。

① 当該企業の民用機械は安全と関係する軍需品ではないこと

機械産業は、比較的複雑で、このうち一部は軍需製品がある。一方、民用製品もある。徐工集団も民用建設機械(shovel loader, Excavator[掘削機], クレーン車, 道路ローラーなど……括弧内筆者)を生産している。この産業は国民経済の基幹産業に属するが、グローバ

ル化程度が高い産業でもある。徐工集団の製品は民用製品であるから、軍事安全とはまったく関係ない。

② 当該企業は国家経済安全とは関係ない基幹産業であること

徐工集団は地方の国有中堅企業で、国の一流基幹企業ではない。以上のことから総合的な判断としては、本件が、国家経済安全とは直接関係がないという⁷⁸⁾。

③ 経済安全問題の範囲を限定すべきこと

桑百川教授は、国家経済安全を考える場合、範囲を以下の4つの分野に限定すべきと主張している。1999年の中国共産党第15期4中全会で出された4つの産業分野は、国有経済の重点投資を維持しなければならないとしている。当時いわれたのは国有経済のみであったが、広く見れば、国内資本経済とも一定の関係をもつという。国家安全に係わる分野は、たとえば戦略物資の準備体系、重要な軍事工業である。石油、綿花、食糧の準備体系や重要な軍事工業に関しては、いずれも非公有資本の参入が禁止され、外資のみならず、すべての非公有資本も参入できない。

④ 重要な公共産業と公共サービス分野は、公共財という特徴をもち、消費が選択的排他性に委ねられない、国民全体が必要とするもので、個人が提供できなく、政府が提供するものとなる。

⑤ 自然的独占産業で、天然資源の分布状況によって、誰が投資経営しても、独占の状況を形成するから、たとえば茅台酒が茅台鎮しか生産できず、もし誰かが投資したら、高い利益を得るわけである。また、石炭資源、山西省の石炭採掘コストはもともと安いので、その販売価格とその他の石炭の市場価格が同様であったとしても、依然として高い利益を獲得できる。社会の公平を目指して、自然的独占の産業における主

軸企業は国の重点投資対象でなければならぬ。

- ③ 国民経済基幹産業とハイテク産業の主要部門における軸企業で、たとえば自動車、石油化学、機械・電子、建築業、この4つが国民経済基幹産業で、そのうちの軸企業は必ず公有資本の過半数株式保有を維持しなければならない。また、ハイテク産業の主要部門で、たとえば宇宙プロジェクト、大型 Electron-Positron Collider(大型電子陽電子衝突型加速器…括弧内筆者)、こういったものの研究・生産では、個人資本の投入がかなり困難で、公有資本が重要な比率を占めなければならない。このような4つの産業分野以外の他の産業における外資参入については、参入度がいくら高くても、実際には外資系企業は中国の企業として中国经济とともに成長するから、国家経済安全問題に係わることはないと同教授はいう⁷⁹⁾。市場経済に向けて重要な改革の方向として、外資との競争を促進するような環境づくりを示したということになる。

注

- 1) 片岡幸雄著『中国の対外経済論と戦略政策』、溪水社、2006年、52頁。
- 2) 同上書、318～323頁。
- 3) 衛靈主編『当代世界経済与政治』、華文出版社、2005年、第一章、第二章、第三章参照。片岡幸雄著『中国の対外経済論と戦略政策』、溪水社、2006年、第八章を参照されたい。
- 4) 江沢民「高举鄧小平理論偉大旗幟、把建設有中国特色社会主义事業全面推向21世紀—在中国共產党第15次全国代表大会上的報告」(1997年9月12日)、『人民日報』(海外版)1997年9月22日号。同報告第5番目「経済体制改革和經濟發展戰略」中の第7項目。
- 5) 楊永華等著『利用外資与国家經濟安全』、中国發展出版社、1999年、220～221頁。
- 6) 雷家驩主編『国家經濟安全理論与方法』、經濟科学出版社、2000年、21～23頁、馬維野主編『全球化時代的国家安全』、湖北教育出版社、2003年、26～34頁、王玉梁著『中国：走出去』、中国財政經濟出版社、2005年、21頁。
- 7) 王玉梁著『中国：走出去』、中国財政經濟出版社、2005年、23頁。雷家驩氏達も、総合安全の中で經濟安全が重要性が増してきていると指摘している(雷家驩主編『国家經濟安全理論与方法』、經濟科学出版社、2000年、24頁)。
- 8) 上述中国共產党第15回全国代表大会の江沢民報告の中で、かなり明確な形で出てくる。
- 9) 片岡幸雄著『中国の対外経済論と戦略政策』、溪水社、2006年、326頁。
- 10) 王玉梁前掲書、21頁、24頁。
- 11) 『中国商務年鑑』編集委員会編『中国商務年鑑』、中国商務出版社、各年版。
- 12) 何維達等著『中国若干重要産業安全的評估与估算』、知識産権出版社、2008年、3頁。
- 13) 朱一飛「国家安全審査与反壟断法的区别与協調—以産業安全保障為視角」、『河北法学』第27巻第5期、2009年5月号、http://www.competitionlaw.cn/upload/2009_11/09110117131148.pdf。
- 14) 王允貴「産業安全問題与政策建議」、『開放導報』1997年第1期、27頁。
- 15) 何維達等著『中国若干重要産業安全的評估与估算』、知識産権出版社、2008年、3頁。
- 16) ピン生産の実例から導かれた考え方である(アダム・スミス著・竹内謙二訳『国富論(上)』、千倉書房、1981年、8～14頁)。
- 17) 祝年貴「利用外資与中国産業安全」、『財經科学』2003年第5期、111頁。
- 18) 景玉琴女史によれば、開放競争条件下における直接投資分野における外資系企業と国内資本企業の競争が含まれるだけでなく、国際貿易における外国商品と自国商品の間の市場競争も含まれる。多くの先行研究者は、外資直接投資及び投資分野などの分析に限定している場合が多いが、ますます複雑かつ広範になってきている国際経済関係の中では事態を充分に捉えていないという問題点があるという(景玉琴「産業安全概念探析」、『当代經濟研究』2004年第3期、31頁)。
- 19) 同上論文、同上誌。
- 20) 同上論文、同上誌。
- 21) 付紅・徐田柏「外資併購の産業分析及対策研究」、中国機電数拠網、<http://www.86mdo.com/ExpertsREVIEW/0932485915C8IHCBAAAE18BEC7753.html>。
- 22) 何維達・李冬梅・張遠徳「FDI对我國産業安全的影響及其对策」、『生産力研究』No. 24、2007年、105頁。
- 23) 楊益「当前我国産業安全面臨的压力与發展趨勢、对策措施」、『國際貿易』2008年9月号、<http://www.itrade.org.cn/article.php?autoid=179&colum=> 封面文章。
- 24) 盧晓勇等著『利用外資戰略与維護国家經濟安全』、科学出版社、2007年、276頁。
- 25) 何維達等著『中国若干重要産業安全的評估与估算』、知識産権出版社、2008年、5頁。
- 26) 北京交通大学中国産業安全研究中心編『2009中国産業外資控制報告』、北京交通大学出版社、2010年、4頁。

- 27) 同上書, 5頁。
- 28) 蔣志敏・李孟剛「外資併購危及中国産業安全」, 新華社『瞭望』週刊, http://lw.xinhuanet.com/html/content_3546.htm。
- 29) 『人民日報』社主管人民網, <http://finance.people.com.cn/GB/71364/5196673.html>。
- 30) 同上サイト。
- 31) 卜偉「我国産業外資控制与对策研究」, 『管理世界』2011年第5期, 181頁。
- 32) 何維達等著『中国若干重要産業安全的評価与估算』, 知識産権出版社, 2008年, 4頁。
- 33) 1999年9月22日, 中共第15期中央委員会第4回全体会議において, 「中共中央關於国有企業改革和發展若干重大問題的決定」が可決された。その中に, 社会主義市場経済の条件下では, 国有経済の国民経済における主導的役割は支配力となって現れている。国有経済は, 国民経済命脈の重要産業と主軸分野においては, 主としてa～d分野を支配しなければならないと定められている。中共中央文献研究室編『中共十三届四中全会以来歴次全国代表大会中央全会重要文献選編』, 中央文献出版社, 2002年, 557～558頁。
- 34) 中国は以下の5つの製造業業種をハイテク産業と分類している。
 ㊸電子及び通信設備, ㊹航空・宇宙機材, ㊺医薬, ㊻コンピューター及び事務用設備, ㊼医療設備及び計器・機器
 (国家統計局・国家發展和改革委員会・科学技術部『中国高技術産業統計年鑑』, 中国統計出版社, 各年版)。
- 35) 盧曉勇等著『利用外資戦略与維護国家經濟安全』, 科学出版社, 2007年, 277頁。
- 36) 前掲論文, 前掲誌, 180頁。
- 37) 景玉琴「産業安全概念探析」, 『当代經濟研究』2004年第3期, 30頁。
- 38) Xuzhou Construction Machinery Group HP, <http://zhongguo56.cn.gongchang.com/about.html>。
- 39) 平坦な道路または過酷な路面状況下。
- 40) 『中国經濟年鑑』編集委員会編『中国經濟年鑑・2006』, 『中国經濟年鑑』出版社, 319頁。
- 41) 関根栄一「急速に進む M&A 関連法整備と今後の展望」, Chinese Capital Markets Research, 公益財団法人野村財団/世界經濟研究/資本市場經濟/出版季刊中国資本市場研究, http://www.nomurafoundation.or.jp/data/CCMR1-1_Spr2007_09.pdf。
- 42) 陳德華「从“徐工案”看利用外資与保護民族經濟的關係」, 『商場現代化』総第526期, 2008年1月(上旬刊), 282頁(『IT時代週刊』網絡版, <http://www.ittime.com.cn/content.asp?id=4368>)。
- 43) 『中国經濟年鑑』編集委員会編『中国經濟年鑑・2006』, 『中国經濟年鑑』出版社, 318頁。
- 44) 營業収入のデータのみ。
- 45) 『日経産業新聞』2007年10月23日号。
- 46) 関根栄一「急速に進む M&A 関連法整備と今後の展望」, Chinese Capital Markets Research, 公益財団法人野村財団/世界經濟研究/資本市場經濟/出版季刊中国資本市場研究, http://www.nomurafoundation.or.jp/data/CCMR1-1_Spr2007_09.pdf。
- 47) 桑百川「被動的“国退洋進”還是主動的“國際化”—評析外資並購我国裝備製造業骨幹企業」, 『經濟導刊』2006年3月号, 14～16頁。
- 48) 陳德華「从“徐工案”看利用外資与保護民族經濟的關係」, 『商場現代化』総第526期, 2008年1月(上旬刊), 282頁。
- 49) 関根栄一「急速に進む M&A 関連法整備と今後の展望」, Chinese Capital Markets Research, 公益財団法人野村財団/世界經濟研究/資本市場經濟/出版季刊中国資本市場研究, http://www.nomurafoundation.or.jp/data/CCMR1-1_Spr2007_09.pdf。
- 50) 陳德華「从“徐工案”看利用外資与保護民族經濟的關係」, 『商場現代化』総第526期, 2008年1月(上旬刊), 282頁。
- 51) 新華社通信主管新華網 HP, http://news.xinhuanet.com/mrdx/2006-06/21/content_4727349.htm。
- 52) 関根栄一「急速に進む M&A 関連法整備と今後の展望」, Chinese Capital Markets Research, 公益財団法人野村財団/世界經濟研究/資本市場經濟/出版季刊中国資本市場研究, http://www.nomurafoundation.or.jp/data/CCMR1-1_Spr2007_09.pdf。
- 53) 2004年公布の『自動車産業發展政策』第48条では, 自動車完成車, 専用自動車……の中外合弁生産企業の中国側株式持分比率は50%以上に, 上場企業の場合は, その中の一つの中国側法人が相対的に支配権をもち, かつ外資法人の持株比率を上回らなければならないと定められている。(新華社主管新華網 http://news.xinhuanet.com/auto/2004-06/01/content_1501765.htm)。
- 54) 『人民日報』社主管人民網, <http://mnc.people.com.cn/GB/54823/4721827.html>。
- 55) 同上サイト, <http://finance.people.com.cn/GB/1045/4512502.html>。
- 56) 高梁「保持对国家經濟命脈的控制力, 才能保証人民的根本經濟利益不受嚴重損害」, 新華社『瞭望』週刊, http://lw.xinhuanet.com/html/content_3545.htm。
- 57) 全国人民代表大会第10期第4回会議と全国政治協商會議第10期第4回会議のことである。
- 58) 中国政府玄関 HP, http://www.gov.cn/ldhd/2005-09/29/content_72815.htm, 日本でも, このことに関心が高く, 同じく報じられた(『日経産業新聞』2006年08月15日号)。
- 59) 高梁氏百度ブログ, <http://hi.baidu.com/linkingme/blog/item/40ae683fab28c8e454e723ba.html>。
- 60) 同上サイト, <http://hi.baidu.com/linkingme/blog/item/40ae683fab28c8e454e723ba.html>。
- 61) 高梁「保持对国家經濟命脈的控制力, 才能保証人民的根本經濟利益不受嚴重損害」, 新華社『瞭望』週刊, http://lw.xinhuanet.com/html/content_3545.htm。

- 望』週刊, http://lw.xinhuanet.com/htm/content_3545.htm。
- 62) 『人民日報』社主管人民網, <http://finance.people.com.cn/GB/8215/74587/74588/5066701.html>。
- 63) 羅曉白「外資收購徐工案引發大爭論——牽一發動全身焦國家經濟安全」, 『IT時代周刊』2006年第17期, 67~69頁。
- 64) 袁穎「卡特彼勒(CATERPILLAR)的中國式突進」, 『中國外資』2008年第3期, 36~38頁。
- 65) 長期にわたる機械工業科學技術, 發展企劃と重大な技術裝備研究開發及び國產化などの主要メンバーとして携わっていた。現在, 中國機械工業連合會總括工程師, 中國一般機械工業協會會長を兼任。『國家中長期科學技術發展綱要』, 『裝備(重大設備)製造業振興の加速化に関する國務院の若干の意見』等の重要な政策草案を起草し, かなり研究・実務の実績を誇っている。(中國産業安全指南 HP <http://acs.mofcom.gov.cn/sites/aqzn/zjknry.jsp?contentId=2350685473040>)。
- 66) 『人民日報』社主管人民網, <http://finance.people.com.cn/GB/1045/4512502.html>。
- 67) 國家重大技術裝備網, http://chinaneast.xinhuanet.com/jszb/2006-05/15/content_8238926.htm。
- 68) ポイズンピルは, 米国における代表的な買収防衛策の一つである。既存株主にあらかじめ「買収者のみが行使できない」オプションを付与しておき, 敵対的買収が起こった際に, 買収者以外の株主がオプションを行使することにより買収者の持株比率を低下させ, 支配権を獲得するために必要な買収コストを増加させることで買収を困難にすることを目的とする買収防衛策である。ライツプランとも呼ばれる。
- 日本では会社法上などの規制により, 米国のポイズンピルとまったく同じ仕組みは取れないが, いわゆる「事前警告型防衛策」において想定している新株予約権を活用した対抗措置が同じような効果を狙っている。
- (野村證券 HP/証券用語解説集, <http://www.nomura.co.jp/terms/english/p/poisonpill.html>)。
- 69) 『人民日報』社主管人民網, <http://finance.people.com.cn/GB/1045/4512502.html>。
- 70) 同上サイト, <http://finance.people.com.cn/GB/1045/4512502.html>。 <http://tw.people.com.cn/GB/14866/14928/866808.html>。中國對外經濟貿易年鑑編輯委員會『中國對外經濟貿易年鑑(1996/97)』, 中國經濟出版社・經濟導報社, 1996年, 251~255頁。
- 71) 同上サイト, <http://mnc.people.com.cn/GB/54823/4721827.html>。
- 72) 同上サイト, <http://finance.people.com.cn/GB/1045/4512502.html>。
- 73) 同上サイト。
- 74) 王志樂「外資並購與國家經濟安全」, 『中國外資』2007年第6期, 11頁。
- 75) 馬宇「“惡意併購”的道德判斷之謬——跨國公司併購中國企業筆談之一」, 『大經貿』2006年第5期, 78~79頁。
- 76) 馬宇「“惡意併購”的實際應對之憂——跨國公司併購中國企業筆談之二」, 『大經貿』2006年第6期, 24頁。
- 77) 袁雲傑「國家經濟安全熱炒的背後」, 『經濟導刊』2007年3月号, 79頁。同論文は, 袁雲傑記者が当該問題を巡り, 馬宇氏と桑百川氏に対してインタビューを行い, 同記者が編集したものである。
- 78) 同上論文, 同上誌, 同頁。
- 79) 同上論文, 同上誌, 77~78頁。